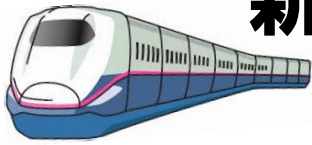




HPはこちら



新幹線運転士の 労働時間不足の修正を求める！

東日本ユニオンは5月26日、幹申第5号「新幹線運転士の労働時間不足の修正を求める申し入れ」を新幹線統括本部に提出しました。

労働実態と労働時間に大きな乖離が生じている

4月25日に開催した幹申第4号「2022年3月ダイヤ改正に関する乗務員行路の労働時間不足に関する申し入れ」の団体交渉の席上で、新幹線統括本部は「自動防止手配解除の場合、運転士は発前準備作業を、その発車時刻までに終わればよい」とする回答を行いました。

2022年3月ダイヤ改正を境に「準備時間や折り返し時間」における労働時間が短縮されましたが、運転士の発前準備作業や「新幹線車掌取り扱いブロック図」等が考慮されていないことにより、業務として定められている労働実態と労働時間の乖離が生じています。

【3月ダイヤ改正後に出ている現場の声】

- ・列番照合のタイミングが不透明である。発車時間が迫る中、列番照合失念の恐れがある。
- ・ダイヤ改正前のように、15分前のドア開扉後の列番照合に間に合うよう作業を終えるためには、運転士はサービス労働になってしまう。
- ・サービス労働を承知の上で早めに出場して作業を終える運転士が「正」で、会社の指示された時間に従って作業を開始する。運転士が「悪」になる職場風土がつかられてしまうのではないか。

このような労働実態の存在は、経営側が「机上論理だけで労働時間の短縮を行ったことにより生じた」と言わざるを得ません！

＜幹申第5号・申し入れ項目＞

1. 駅出区による始発駅場面で運転士に「発前15分」の労働時間を付けている理由について明らかにすること。
2. 自動防止手配解除の場合、始発駅場面で営業列車は5分、回送列車は2分の労働時間を加えること。

経営側は実際に作業する社員の声を聞いて修正するべきだ！